

【25】豊かな体験活動推進事業(拡充)

平成20年度概算要求額:3,549百万円

(平成19年度予算額:713百万円)

事業開始年度:平成14年度

事業達成年度:平成22年度

主管課

初等中等教育局児童生徒課 (課長:木岡 保雅)

関係課

事業の概要

児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むためには、成長段階に応じて、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動や自然体験活動を行うことが極めて有意義である。

本事業においては、事業を開始した平成14年度から指定校数を拡充するとともに、指定校において、他の学校のモデルとなる様々な体験活動を実施し、ブロック交流会等を通じてその成果を全国に普及してきたところである。19年度においては「体験活動推進地域・推進校」、「地域間交流推進校」、「仲間と学ぶ宿泊体験教室」に取り組んでいるところであるが、20年度においては、「仲間と学ぶ宿泊体験教室」を引き続き実施するとともに、各指定校において、命の大切さを学ばせる体験活動や高校生の社会奉仕活動、農林水産省と連携した農山漁村における宿泊体験活動を実施する。

必要性

近年高度情報化や都市化、少子化といった社会の変化に伴い、子どもについて社会性の不足、生命の尊重や基本的な倫理観が不十分であるといった指摘があり、各学校においては豊かな人間性や社会性を養うのに効果的とされる体験活動に取り組んでいるところである。また、さらに子どもの意欲や協調性の欠如が指摘されており、生活や学習における意欲や、知識やノウハウを実践に結びつける力などの「人間力」、「社会人基礎力」等社会人としての基礎的な能力の養成・強化を図るためにも体験活動を推進する必要がある。

学校教育において体験活動に取り組むことにより、規範意識や社会性等を養う機会を確保するとともに、平時とは異なる児童生徒の様子を見取ることによって児童生徒の新たな一面を発見し、平時の学級経営のいっそうの向上につなげる等のことが可能である。これらは、通常の学校生活とは違う集団において様々な体験活動に取り組む社会教育での体験活動とは異なり、児童生徒の「豊かな心」を組織的・系統的に育む学校教育をより充実させるものである。

体験活動の推進に関しては、「社会総がかりで教育再生・第2次報告」において、「全ての子供が自然体験(小学校で1週間)、社会体験(中学校で1週間)、奉仕活動(高等学校で必修化)を経験、そのための指導者の活動支援」との記載があり、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2007」にも同様の記載がある。また、都市と農山漁村の共生・対流副大臣プロジェクトチームにおいても、府省連携の今後の対応方針として、児童生徒が農山漁村に宿泊して行う体験活動を一層推進することとされている。

(本事業に係る審議会からの提言等)

- ・「新しい義務教育を創造する」(H17.10.26 中央教育審議会)
- ・「経済成長戦略大綱」(H18.6.26 経済財政諮問会議決定)
- ・社会総がかりで教育再生を・第二次報告(H19.6.1 教育再生会議)
- ・経済財政運営と構造改革に関する基本方針2007(H19.6.19 閣議決定)

効率性

事業の波及効果が認められ、効率性の観点から妥当である。

(事業のアウトプット)

本事業の実施により、モデル的な体験活動が実施され、調査研究の成果に関するブロック交流会の開催や事例集の作成を行う。

(事業のアウトカム)

ブロック交流会の開催や事例集の作成により、事業の成果が全国に普及し、学校教育においてより効果的に体験活動が実施される。

有効性

(施策目標)

施策目標2 - 2 豊かな心の育成

(上位目的のために必要な効果が得られるか)

本事業の実施により、平成18年度には、小・中・高等学校全学校種において年間7日間以上の体験活動の実施が達成されており、子どもの意欲や積極性が養われ、豊かな人間性や社会性がはぐくまれることが期待され、本事業の得ようとする効果は達成できると判断した。

18年度実績評価結果との関係

2 - 2 - 2「今後の課題及び政策への反映方針」において、「特に体験活動については、引き続き、長期宿泊体験活動をはじめとする体験活動を充実するとともに体験活動の教育的効果について把握する必要がある。」と記載されている。

広報計画

地域ごとにブロック交流会を開催し、体験活動に係る各取組の成果を発表するほか、体験活動の実践例を収集した事例集を作成し、全国への普及を図る。

備考

教育再生会議の第二次報告においても小学校における自然体験、中学校における社会体験、高等学校における奉仕活動の必修化が盛り込まれており、今後学習指導要領の改訂に向けた検討の中で、体験活動の位置づけを見直していくこととしている。また、特に農山漁村での体験活動の充実については、農林水産省と連携してモデル地区を指定し、学校と受入地区を同時に支援することを検討しているところであり、それらを踏まえた予算措置等が必要となる。

豊かな体験活動推進事業

平成20年度概算要求額 3,549百万円(713百万円)

背景

学校教育法の改正(H13.7施行)：社会奉仕体験や自然体験等の体験活動を充実
新学習指導要領の実施による体験活動の充実
(小・中学校：平成14年度～ 高等学校：平成15年度～)

児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むためには、成長段階に応じて、自然の中での長期宿泊体験や社会奉仕体験活動など様々な体験活動を行うことが有意義。命を大切に作る心や他人を思いやる心、規範意識等の育成を図ること等は極めて重要であり、豊かな心の育成に向け、各学校における体験活動の取組を推進。取組の成果を全国に普及させ、円滑な体験活動の展開に資する。

児童生徒の輝く心育成事業 ～ふれあい応援プロジェクト～

【新規】 (47地域×12校)

小・中学校を指定し、世代間交流や動植物の育成を通じて感性を育み、命の大切さを学ばせる体験活動プログラムを実施。

高校生の社会奉仕活動推進校

【新規】 (47地域×10校)

各都道府県の高等学校を指定し、社会奉仕活動のプログラムについて調査研究を実施。

体験活動推進協議会の設置 【新規】

(47地域)

体験活動を推進するための課題や成果を議論したり、各学校への情報提供を行う協議会を各都道府県に立ち上げ、各学校における様々な体験活動を推進する。



自然の中での長期宿泊体験事業

農山漁村におけるふるさと生活
体験推進校【新規】 (47地域×10校)

農林水産省と連携してモデル地区を指定し、学校と受入地区を同時に支援することにより、農山漁村における宿泊体験活動を推進。

学校教育における人間力向上のための
長期宿泊体験活動推進プロジェクト

～仲間と学ぶ宿泊体験教室～【継続】
(47地域×12校)

長期宿泊活動を通じて様々な体験活動を行い、人間力の基礎の戦略的な育成を支援。

ブロック交流会の開催：各学校での取組を発表し、取組の成果を全国へ普及する。

その他、体験活動の実践例を収集した事例集を作成し、全国へ取組の普及を図り、体験活動を推進する。